議案第34号

瑞穂町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和3年3月23日

提出者 瑞穂町長 杉 浦 裕 之

(提案理由)

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)の改正に伴い、条例を改正する必要があるので、本案を提出する。

瑞穂町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営 に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

瑞穂町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成25年条例第7号)の一部を次のように改正する。

目次中「 第4節 運営に関する基準(第218条—第224条)」を「 第4節 運営に関する基準(第218条—第224条)

第10章 雑則(第225条)

第3条に次の2項を加える。

に改める。

- 3 指定地域密着型サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待 の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者 に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 4 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスを 提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護 保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行う よう努めなければならない。

第6条第5項第1号中「第173条第12項」を「第47条第4項第1号及び第173条第12項」に改め、同項第2号中「いう。」の次に「第47条第4項第2号において同じ。」を加え、同項第3号中「いう。」の次に「第47条第4項第3号において同じ。」を加え、同項第4号中「いう。」の次に「第47条第4項第4号において同じ。」を加え、同項第5号中「第86条第1項」を「第47条第4項第5号、第86条第1項」に改め、同項第6号中「第86条第1項」を「第47条第4項第6号、第86条第1項」に改め、同項第7号中「第86条第1項」を「第47条第4項第7号、第86条第1項」に改め、同項第8号及び」を加える。

- 第31条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。
- (8) 虐待の防止のための措置に関する事項
 - 第32条に次の1項を加える。
- 5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、適切な指定 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を確保する観点から、 職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした 言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより定期 巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の就業環境が害されること を防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければな らない。
 - 第32条の次に次の1条を加える。
 - (業務継続計画の策定等)
- 第32条の2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定定期巡 回・随時対応型訪問介護看護の提供を継続的に実施するための、

及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・ 随時対応型訪問介護看護従業者に対し、業務継続計画について周 知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければ ならない。
- 3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を 行うものとする。
 - 第33条に次の1項を加える。
- 3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員 会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話 装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。) をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果につい て、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図 ること。
 - (2) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
 - (3)当該指定定期巡回·随時対応型訪問介護看護事業所において、 定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、感染症の予 防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施す ること。
 - 第34条に次の1項を加える。
- 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項に規定 する事項を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介 護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に 閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることがで

きる。

第39条第1項中「協議会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族(以下この項、第75条第1項及び第109条において「利用者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)」を加える。

第40条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

- 第40条の2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、 虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じ なければならない。
 - (1)当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等 を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催す るとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介 護看護従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における 虐待の防止のための指針を整備すること。
 - (3)当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、 定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、虐待の防止 のための研修を定期的に実施すること。
 - (4)前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第47条第1項第1号中「専ら利用者」を「利用者」に改め、「とする。」を削り、同号ただし書を削り、同項第2号中「とする。」を削り、同項第3号中「専ら随時訪問サービス」を「随時訪問サービス」に改め、「とする。」を削り、同号ただし書を削り、同条に次の5項を加える。

3 オペレーターは、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事する

ことができる。

- 4 指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次の各号のいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。
 - (1) 指定短期入所生活介護事業所
 - (2) 指定短期入所療養介護事業所
 - (3) 指定特定施設
 - (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所
 - (5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所
 - (6)指定地域密着型特定施設
 - (7)指定地域密着型介護老人福祉施設
 - (8) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所
 - (9) 指定介護老人福祉施設
 - (10)介護老人保健施設
 - (11) 指定介護療養型医療施設
- (12)介護医療院
- 5 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問 サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者 の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定 期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しく は指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事す ることができる。
- 6 当該夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対するオペレーションセンターサービスの提供に支障がない場合は、第3項本文及び前項本文の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。
- 7 前項の規定によりオペレーターが随時訪問サービスに従事している場合において、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対する随時訪問サービスの提供に支障がないときは、第1項の規定にかかわらず、随時訪問サービスを行う訪問介護員等を置かないことができる。

第55条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第56条第2項ただし書中「随時訪問サービスについては」を「指定夜間対応型訪問介護事業所が、適切に指定夜間対応型訪問介護を利用者に提供する体制を構築しており」に改め、「、他の指定訪問介護事業所」の次に「又は指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所(以下この条において「指定訪問介護事業所等」という。)」を加え、「連携」を「密接な連携」に改め、「支障がないときは」の次に「、町長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、指定夜間対応型訪問介護の事業の一部を」を加え、「指定訪問介護事業所の訪問介護員等」を「指定訪問介護事業所等の従業者」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 前項本文の規定にかかわらず、オペレーションセンターサービスについては、町長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、複数の指定夜間対応型訪問介護事業所の間の契約に基づき、当該複数の指定夜間対応型訪問介護事業所が密接な連携を図ることにより、一体的に利用者又はその家族等からの通報を受けることができる。

第56条に次の1項を加える。

5 指定夜間対応型訪問介護事業者は、適切な指定夜間対応型訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより夜間対応型訪問介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第57条に次の1項を加える。

2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定夜間対応型訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定夜間対応型訪問介護の提供を行うよう努めなければならない。

第59条中「第33条から第38条まで、第40条及び第41条」 を「第32条の2から第38条まで及び第40条から第41条まで」 に、「第33条及び第34条」を「第32条の2第2項、第33条第 1 項並びに第3項第1号及び第3号、第34条第1項並びに第40 条の2第1号及び第3号」に改める。

第70条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第71条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定地域密着型通所介護事業者は、全 ての地域密着型通所介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、 介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の 資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介 護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなけ ればならない。

第71条に次の1項を加える。

4 指定地域密着型通所介護事業者は、適切な指定地域密着型通所 介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言 動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相 当な範囲を超えたものにより地域密着型通所介護従業者の就業環 境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置 を講じなければならない。

第73条に次の1項を加える。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施 に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければ ならない。

第74条第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければならない」を「、次に掲げる措置を講じなければならない」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、地域密着型通所介護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定地域密着型通所介護事業所において、地域密着型通 所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための 研修及び訓練を定期的に実施すること。

第75条第1項中「協議会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)」を加える。

第78条中「第34条から第38条まで」を「第32条の2、第34条から第38条まで、第40条の2」に、「「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と、第34条中」を「同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条第1号及び第3号中」に改める。

第78条の3中「第34条から第38条まで」を「第32条の2、第34条から第38条まで、第40条の2」に、「第34条において同じ」を「第34条第1項において同じ」に、「第34条中」を「第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」に、「及び第71条第3項」を「、第71条第3項及び第4項並びに第74条第2項第1号及び第3号」に改める。

第81条の12中「次に掲げる」を「、次に掲げる」に改め、同条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第81条の14第1項中「安全・サービス提供管理委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第81条の16中「第34条から第38条まで」を「第32条の2、第34条から第38条まで、第40条の2」に、「第34条中「運営規程」とあるのは「第81条の12に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第71条第3項中」を「第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第34条第1項中「運営規程」とあるのは「第81条の12に規定する重要事項に関する規程」と、第71条第3項及

び第4項並びに第74条第2項第1号及び第3号中」に改める。

第86条第1項中「又は施設」の次に「(第88条第1項において「本体事業所等」という。)」を加える。

第87条第2項中「第104条第7項」の次に「、第132条第 9項」を加える。

第88条第1項に後段として次にように加える。

この場合において、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がないときは、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。

第95条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第102条中「第34条から第38条まで」を「第32条の2、第34条から第38条まで、第40条の2」に、「「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」」を「同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第71条第3項及び第4項並びに第74条第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」」に改める。

第104条第6項の表中欄中「指定地域密着型介護老人福祉施設」 の次に「、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設」を加え、「、 指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護 老人保健施設」を「又は指定認知症対応型通所介護事業所」に改め る。

第105条第3項中「第133条第2項」を「第133条第3項」に改める。

第109条中「行う会議」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)」を加える。

第122条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項 第123条に次の1項を加える。
- 2 前項本文の規定にかかわらず、過疎地域その他これに類する地域において、地域の実情により当該地域における指定小規模多機能型居宅介護の効率的運営に必要であると町が認めた場合は、指定小規模多機能型居宅介護事業者は、町が認めた日から町介護保険事業計画(法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画をいう。以下この項において同じ。)の終期まで(町が次期の町介護保険事業計画を作成するに当たって、新規に代替サービスを整備するよりも既存の指定小規模多機能型居宅介護事業所を活用することがより効率的であると認めた場合にあっては、次期の町介護保険事業計画の終期まで)に限り、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定小規模多機能型居宅介護の提供を行うことができる。

第130条中「第34条から第38条まで、第40条、第41条、第69条、第71条、第74条及び第75条まで」を「第32条の2、第34条から第38条まで、第40条から第41条まで、第69条、第71条、第74条及び第75条」に、「「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第34条中」を「同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」に改め、「第71条第3項」の次に「及び第4項並びに第74条第2項第1号及び第3号」を加える。

第132条第1項中「宿直勤務を除く。)をいう。」の次に「以下 この項において同じ。」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が3である場合において、当該共同生活住居が全て同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であって、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜

間及び深夜の時間帯に指定認知症対応型共同生活介護事業所ごと に置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて 2以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要 な数以上とすることができる。

第132条第5項中「共同生活住居」を「指定認知症対応型共同生活介護事業所」に改め、同条中第10項を第11項とし、第9項を第10項とし、第8項の次に次の1項を加える。

9 第7項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所(指定認知症対応型共同生活介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定認知症対応型共同生活介護を行うもの(以下この章において「本体事業所」という。)との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。)については、介護支援専門員である研修を修了している者を置くことができる。

第133条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。

第135条第1項中「又は2」を「以上3以下(サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所にあっては、1又は2)」に改め、ただし書を削る。

第139条第7項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同条第8項中「外部の者による評価を受けてそれらの」を「次の各号のいずれかの評価を受けて、それらの」に改め、同項に次の各号を加える。

(1)外部の者による評価

(2) 第150条において準用する第75条第1項に規定する運営 推進会議における評価

第143条中「指定地域密着型サービス」の次に「(サテライト型 指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供 する指定認知症対応型共同生活介護を除く。)」を加える。

第144条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7)虐待の防止のための措置に関する事項

第145条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第145条に次の1項を加える。

4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定認知症対 応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行わ れる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務 上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境 が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を 講じなければならない。

第150条中「第34条から第36条まで、第38条、第40条、第41条」を「第32条の2、第34条から第36条まで、第38条、第40条から第41条まで」に、「「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第34条中」を「同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」に改め、「「第6章第4節」と」の次に「、第74条第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と」を加える。

第160条第6項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等 を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第167条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加

える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第168条第4項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、全ての地域密着型特定施設従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第168条に次の1項を加える。

5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定 地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、 職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした 言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域 密着型特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するため の方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第171条中「第34条から第38条まで、第40条、第41条」を「第32条の2、第34条から第38条まで、第40条から第41条まで」に、「第34条中「定期巡回・随時対応型介護看護従業者」」を「第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」」に改め、「「第7章第4節」と」の次に「、第74条第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と」を加える。

第173条第1項に次のただし書を加える。

ただし、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該指定地域密着型介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第4号の栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。

第173条第1項第4号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」 を加え、同条第3項ただし書を次のように改める。

ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

第173条第8項中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加え、同項第1号中「栄養士」を「生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士」に改め、同項第2号から第4号までの規定中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加え、同条第13項中「当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加える。

第179条第6項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等 を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第180条第6項中「招集して行う会議」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族(以下この項において「入所者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。)」を加える。

第185条の次に次の2条を加える。

(栄養管理)

第185条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

(口腔衛生の管理)

第185条の3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第190条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第191条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設は、 全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、 法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者そ の他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な 研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。 第191条に次の1項を加える。

4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第193条第2項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同項第3号中「感染症」を「、感染症」に改め、「研修」の次に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加える。

第197条第1項第3号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同項に次の1号を加える。

(4)前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第199条中「第34条、第36条、第38条」を「第32条の2、第34条、第36条、第38条、第40条の2」に改め、「重要事項に関する規程」と、」の次に「同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と」を削る。

第202条第1項第1号ア(イ)中「おおむね10人以下としなければならない」を「原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする」に改め、同号(ウ)を次のように改める。

(ウ) 1の居室の床面積等は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、(ア)ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。

第204条第8項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等 を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第208条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第209条第4項に後段として次のように加える。

この場合において、当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第209条に次の1項を加える。

5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第211条中「第34条、第36条、第38条」を「第32条の2、第34条、第36条、第38条、第40条の2」に改め、「重要事項に関する規程」と、」の次に「同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と」を削る。

第213条第11項中「前項各号」を「第7項各号」に改める。 第224条中「第34条から第38条まで、第40条、第41条」 を「第32条の2、第34条から第38条まで、第40条から第4 1条まで」に改め、「重要事項に関する規程」と、」の次に「同項、 第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及 び第3号中」を加え、「、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介 護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」 と」を削り、「第71条中」を「第71条第3項及び第4項並びに第 74条第2項第1号及び第3号中」に改める。

本則に次の1章を加える。

第9章 雑則

(電磁的記録等)

第225条 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サ

ービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によいて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第12条第1項(第59条、第78条、第8171条、第199条、第211条及び第224条において準用する場合を含む。)、第137条第1項、第158条第1項及び第177条第1項(第211条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの 提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これら に類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定 において書面で行うことが規定されている又は想定されるものに ついては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電 磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識 することができない方法をいう。)によることができる。

附則第6条中「指定介護老人福祉施設基準」を「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第39号。以下「指定介護老人福祉施設基準」という。)」に改める。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
 - (虐待の防止に係る経過措置)
- 2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の第3条第3項及び第40条の2(第59条、第78条、第78条、第78条の3、第81条の16、第102条、第130条、第150条、

第171条、第199条、第211条及び第224条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とし、改正後の第31条、第55条、第70条(第78条の3において準用する場合を含む。)、第81条の12、第95条、第122条(第224条において準用する場合を含む。)、第144条、第167条、第190条及び第208条の規定の適用については、これらの規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

- 3 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の第32条の2(第43条、第59条、第78条、第78条の3、第81条の16、第102条、第130条、第150条、第171条、第199条、第211条及び第224条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、改正後の第32条の2中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。
 - (感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)
- 4 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の第33条第3項(第59条において準用する場合を含む。)及び第74条第2項(第78条の3、第81条の16、第102条、第130条、第150条、第171条及び第224条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。

(認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置)

5 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の第71条第3項(第78条の3、第81条の16、第102条、第130条及び第224条において準用する場合を含む。)、第145条第3項、第168条第4項、第191条第3項及び第209条第4項の規定の適用については、これらの規定中「講じなけ

れば」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。

(ユニットの定員に係る経過措置)

- 6 この条例の施行の日以降、当分の間、改正後の第202条第1項第1号ア(イ)の規定に基づき入所定員が10人を超えるユニットを整備するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、改正後の第173条第1項第3号ア及び第209条第2項の基準を満たすほか、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設における夜間及び深夜を含めた介護職員及び看護職員の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。
- 7 この条例の施行の際、現に存する建物(基本的な設備が完成しているものを含み、この条例の施行後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)の居室、療養室又は病室(以下この項において「居室等」という。)であって、改正前の第202条第1項第1号ア(ウ)bの規定の要件を満たしている居室等については、なお従前の例による。

(栄養管理に係る経過措置)

8 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の第185条の2(第211条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、改正後の第185条の2中「行わなければ」とあるのは「行うよう努めなければ」とする。

(口腔衛生の管理に係る経過措置)

9 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の第185条の3(第211条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、改正後の第185条の3中「行わなければ」とあるのは「行うよう努めなければ」とする。

(事故発生の防止及び発生時の対応に係る経過措置)

10 この条例の施行の日から起算して6月を経過する日までの間、 改正後の第197条第1項(第211条において準用する場合を 含む。)の規定の適用については、改正後の同項中「次に定める措 置を講じなければ」とあるのは「次の第1号から第3号までに定 める措置を講じるとともに、次の第4号に定める措置を講じるよ う努めなければ」とする。

(指定地域密着型介護老人福祉施設における感染症の予防及びま

ん延の防止のための訓練に係る経過措置)

11 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の第193条第2項第3号(第211条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、指定地域密着型介護老人福祉施設は、その従業員又は職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修を定期的に実施するとともに、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めるものとする。

新旧対照表

新

旧

目次

第1章から第8章 略

第9章 略

第1節から第3節 略

第4節 運営に関する基準(第218条一第2 24条)

第10章 雑則(第225条)

附則

第1章 略

第1条及び第2条 略

(指定地域密着型サービスの事業の一般原則)

第3条 略

- 2 略
- 3 指定地域密着型サービス事業者は、利用者 の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要 な体制の整備を行うとともに、その従業者 に対し、研修を実施する等の措置を講じな ければならない。
- 4 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第2章 略

第1節 略

第2節 略

(定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数)

目次

第1章から第8章 略

第9章 略

第1節から第3節 略

<u>第4節</u> 運営に関する基準(第218条一第2 24条)

附則

第1章 略

第1条及び第2条 略

(指定地域密着型サービスの事業の一般原則)

第3条 略

2 略

第2章 略

第1節 略

第2節 略

(定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者 の員数) 第6条 略

2から4 略

5 略

- (1)指定短期入所生活介護事業所(指定居宅 サービス等基準第121条第1項に規定する 指定短期入所生活介護事業所をいう。<u>第4</u> 7条第4項第1号及び第173条第12項におい て同じ。)
- (2) 指定短期入所療養介護事業所(指定居宅 サービス等基準第142条第1項に規定する 指定短期入所療養介護事業所をいう。<u>第4</u> 7条第4項第2号において同じ。)
- (3)指定特定施設(指定居宅サービス等基準 第174条第1項に規定する指定特定施設を いう。第47条第4項第3号において同じ。)
- (4)指定小規模多機能型居宅介護事業所(第 104条第1項に規定する指定小規模多機能 型居宅介護事業所をいう。<u>第47条第4項第</u> 4号において同じ。)
- (5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所 (第132条第1項に規定する指定認知症対 応型共同生活介護事業所をいう。<u>第47条</u> <u>第4項第5号、第86条第1項</u>、第87条第1項、 第104条第6項、第105条第3項及び第106条 において同じ。)
- (6)指定地域密着型特定施設(第151条第1項 に規定する指定地域密着型特定施設をい う。<u>第47条第4項第6号、第86条第1項</u>、第 87条第1項及び第104条第6項において同 じ。)
- (7)指定地域密着型介護老人福祉施設(第17 2条第1項に規定する指定地域密着型介護 老人福祉施設をいう。<u>第47条第4項第7号、</u> <u>第86条第1項</u>、第87条第1項及び第104条第 6項において同じ。)
- (8) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業

第6条 略

2から4 略

5 略

- (1)指定短期入所生活介護事業所(指定居宅 サービス等基準第121条第1項に規定する 指定短期入所生活介護事業所をいう。<u>第1</u> 73条第12項において同じ。)
- (3)指定特定施設(指定居宅サービス等基準 第174条第1項に規定する指定特定施設を いう。_____)
- (4)指定小規模多機能型居宅介護事業所(第 104条第1項に規定する指定小規模多機能 型居宅介護事業所をいう。_____)
- (5)指定認知症対応型共同生活介護事業所 (第132条第1項に規定する指定認知症対 応型共同生活介護事業所をいう。<u>第86条</u> <u>第1項</u>、第87条第1項、第104条第6項、第1 05条第3項及び第106条において同じ。)
- (6)指定地域密着型特定施設(第151条第1項 に規定する指定地域密着型特定施設をい う。<u>第86条第1項</u>、第87条第1項及び第104 条第6項において同じ。)
- (7)指定地域密着型介護老人福祉施設(第17 2条第1項に規定する指定地域密着型介護 老人福祉施設をいう。<u>第86条第1項</u>、第87 条第1項及び第104条第6項において同 じ。)
- (8) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業

所(第213条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。<u>第4</u>7条第4項第8号及び第5章から第8章までにおいて同じ。)

(9)から(12) 略

6から12 略

第7条 略

第3節 略

第4節 略

第9条から第30条 略

(運営規程)

第31条 略

(1)から(7) 略

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

(9) 略

(勤務体制の確保等)

第32条 略

2から4 略

5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、適切な指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第32条の2 指定定期巡回・随時対応型訪問 介護看護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務 所(第213条第1項に規定する指定看護小 規模多機能型居宅介護事業所をいう。__ 第5章から第8章までにおいて同じ。)

(9)から(12) 略

6から12 略

第7条 略

第3節 略

第4節 略

第9条から第30条 略

(運営規程)

第31条 略

(1)から(7) 略

(8) 略

(勤務体制の確保等)

第32条 略

2から4 略

継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護後業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第33条 略

- 2 略
- 3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護 看護事業所における感染症の予防及びま ん延の防止のための対策を検討する委員 会(テレビ電話装置その他の情報通信機 器(以下「テレビ電話装置等」という。) を活用して行うことができるものとする 。)をおおむね6月に1回以上開催すると ともに、その結果について、定期巡回・ 随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹 底を図ること。
 - (2) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護 看護事業所における感染症の予防及びま ん延の防止のための指針を整備すること

(3) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護 看護事業所において、定期巡回・随時対 応型訪問介護看護従業者に対し、感染症 の予防及びまん延の防止のための研修及 (衛生管理等)

第33条 略

2 略

び訓練を定期的に実施すること。

(掲示)

第34条 略

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第35条から第38条 略

(地域との連携等)

第39条 指定定期巡回·随時対応型訪問介護 看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型 訪問介護看護の提供に当たっては、利用者、 利用者の家族、地域住民の代表者、地域の 医療関係者、町職員又は当該指定定期巡 回・随時対応型訪問介護看護事業所が所在 する区域を管轄する法第115条の46第1項に 規定する地域包括支援センターの職員、定 期巡回・随時対応型訪問介護看護について 知見を有する者等により構成される協議会 (テレビ電話装置等を活用して行うことが できるものとする。ただし、利用者又はそ の家族(以下この項、第75条第1項及び第10 9条において「利用者等」という。)が参加 する場合にあっては、テレビ電話装置等の 活用について当該利用者等の同意を得なけ ればならない。)(以下この項において「介 護・医療連携推進会議」という。)を設置し、 おおむね6月に1回以上、介護・医療連携推 進会議に対して指定定期巡回・随時対応型 訪問介護看護の提供状況等を報告し、介 護・医療連携推進会議による評価を受ける とともに、介護・医療連携推進会議から必 要な要望、助言等を聴く機会を設けなけれ ばならない。

(掲示)

第34条 略

第35条から第38条 略

(地域との連携等)

第39条 指定定期巡回 · 随時対応型訪問介護 看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型 訪問介護看護の提供に当たっては、利用者、 利用者の家族、地域住民の代表者、地域の 医療関係者、町職員又は当該指定定期巡 回・随時対応型訪問介護看護事業所が所在 する区域を管轄する法第115条の46第1項に 規定する地域包括支援センターの職員、定 期巡回・随時対応型訪問介護看護について 知見を有する者等により構成される協議会 (以下この項において「介護・医療連 携推進会議」という。)を設置し、おおむね 6月に1回以上、介護・医療連携推進会議に 対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護 看護の提供状況等を報告し、介護・医療連 携推進会議による評価を受けるとともに、 介護・医療連携推進会議から必要な要望、 助言等を聴く機会を設けなければならな V 10

2から4 略

第40条 略

(虐待の防止)

- 第40条の2 指定定期巡回・随時対応型訪問 介護看護事業者は、虐待の発生又はその再 発を防止するため、次に掲げる措置を講じ なければならない。
 - (1) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護 看護事業所における虐待の防止のための 対策を検討する委員会(テレビ電話装置 等を活用して行うことができるものとす る。)を定期的に開催するとともに、その 結果について、定期巡回・随時対応型訪 問介護看護従業者に周知徹底を図ること
 - (2) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護 看護事業所における虐待の防止のための 指針を整備すること。
 - (3) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護 看護事業所において、定期巡回・随時対 応型訪問介護看護従業者に対し、虐待の 防止のための研修を定期的に実施するこ と。
 - (4)前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第41条及び第42条 略

第5節 略

第3章 略

第1節 略

第2節 略

(訪問介護員等の員数)

第47条 略

(1)オペレーションセンター従業者 オペレーター(指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて<u>利用者</u>からの通報を受け付ける業務に当たる従業者をい

2から4 略

第40条 略

第41条及び第42条 略

第5節 略

第3章 略

第1節 略

第2節 略

(訪問介護員等の員数)

第47条 略

(1)オペレーションセンター従業者 オペレーター(指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて<u>専ら利用者</u>からの通報を受け付ける業務に当たる従業者を

う。以下この章において同じ。)として1 以上及び利用者の面接その他の業務を行 う者として1以上確保されるために必要 な数以上

- (2) 定期巡回サービスを行う訪問介護員等 定期巡回サービスを行う訪問介護員等の 員数は、交通事情、訪問頻度等を勘案し、 利用者に適切に定期巡回サービスを提供 するために必要な数以上
- (3) 随時訪問サービスを行う訪問介護員等 随時訪問サービスを行う訪問介護員等の 員数は、指定夜間対応型訪問介護を提供 する時間帯を通じて<u>随時訪問サービス</u>の 提供に当たる訪問介護員等が1以上確保 されるために必要な数以上____

2 略

3 オペレーターは、専らその職務に従事する 者でなければならない。ただし、利用者の 処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型 訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一 敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 の職務又は利用者以外の者からの通報を受 け付ける業務に従事することができる。 いう。以下この章において同じ。)として 1以上及び利用者の面接その他の業務を 行う者として1以上確保されるために必 要な数以上とする。ただし、利用者の処 遇に支障がないときは、オペレーターは、 当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡 回サービス、同一敷地内の指定訪問介護 事業所若しくは指定定期巡回・随時対応 型訪問介護看護事業所の職務又は利用者 以外の者からの通報を受け付ける業務に 従事することができる。

- (2) 定期巡回サービスを行う訪問介護員等 定期巡回サービスを行う訪問介護員等の 員数は、交通事情、訪問頻度等を勘案し、 利用者に適切に定期巡回サービスを提供 するために必要な数以上とする。
- (3) 随時訪問サービスを行う訪問介護員等 随時訪問サービスを行う訪問介護員等の 員数は、指定夜間対応型訪問介護を提供 する時間帯を通じて<u>専ら随時訪問サービ</u> <u>ス</u>の提供に当たる訪問介護員等が1以上 確保されるために必要な数以上とする。 ただし、利用者の処遇に支障がないとき は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定 期巡回サービス又は同一敷地内にある指 定訪問介護事業所若しくは指定定期巡 回・随時対応型訪問介護看護事業所の職 務に従事することができる。

2 略

- 4 指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷 地内に次の各号のいずれかの施設等がある 場合において、当該施設等の入所者等の処 遇に支障がない場合は、前項本文の規定に かかわらず、当該施設等の職員をオペレー ターとして充てることができる。
 - (1)指定短期入所生活介護事業所
 - (2)指定短期入所療養介護事業所
 - (3) 指定特定施設
 - (4)指定小規模多機能型居宅介護事業所
 - (5)指定認知症対応型共同生活介護事業所
 - (6)指定地域密着型特定施設
 - (7) 指定地域密着型介護老人福祉施設
 - (8)指定看護小規模多機能型居宅介護事業 所
 - (9)指定介護老人福祉施設
 - (10)介護老人保健施設
 - (11)指定介護療養型医療施設
 - (12)介護医療院
- 5 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、 専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる 者でなければならない。ただし、利用者の 処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型 訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同 一敷地内にある指定訪問介護事業所若しく は指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護 事業所の職務に従事することができる。
- 6 当該夜間対応型訪問介護事業所の利用者 に対するオペレーションセンターサービス の提供に支障がない場合は、第3項本文及び 前項本文の規定にかかわらず、オペレータ ーは、随時訪問サービスに従事することが できる。
- 7 前項の規定によりオペレーターが随時訪問サービスに従事している場合において、 当該指定夜間対応型訪問介護事業所の利用 者に対する随時訪問サービスの提供に支障

がないときは、第1項の規定にかかわらず、 随時訪問サービスを行う訪問介護員等を置かないことができる。

第48条 略

第3節 略

第4節 略

第50条から第54条 略

(運営規程)

第55条 略

(1)から(7) 略

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

(9) 略

(勤務体制の確保等)

第56条 略

- 2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜 間対応型訪問介護事業所ごとに当該指定夜 間対応型訪問介護事業所の訪問介護員等に よって定期巡回サービス及び随時訪問サー ビスを提供しなければならない。ただし、 指定夜間対応型訪問介護事業所が、適切に 指定夜間対応型訪問介護を利用者に提供す る体制を構築しており、他の指定訪問介護 事業所又は指定定期巡回・随時対応型訪問 介護看護事業所(以下この条において「指定 訪問介護事業所等」という。)との密接な連 携を図ることにより当該指定夜間対応型訪 問介護事業所の効果的な運営を期待するこ とができる場合で、利用者の処遇に支障が ないときは、町長が地域の実情を勘案し適 切と認める範囲内において、指定夜間対応 型訪問介護の事業の一部を、当該他の指定 訪問介護事業所等の従業者に行わせること ができる。
- 3 前項本文の規定にかかわらず、オペレーションセンターサービスについては、町長が 地域の実情を勘案し適切と認める範囲内に

第48条 略

第3節 略

第4節 略

第50条から第54条 略

(運営規程)

第55条 略

(1)から(7) 略

(8) 略

(勤務体制の確保等)

第56条 略

2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに当該指定夜間対応型訪問介護事業所の訪問介護員等によって定期巡回サービス及び随時訪問サービスを提供しなければならない。ただし、随時訪問サービスについては、他の指定訪問介護事業所___との連携を図ることにより当該指定夜間対応型訪問介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合で、利用者の処遇に支障がないときは___、当該他の指定訪問介護事業所の訪問介護事業所の訪問介護事業所の訪問介護事業所の訪問介護員等に行わせることができる。

3 前項の規定にかかわらず、指定夜間対応型 訪問介護事業者が指定定期巡回・随時対応 型訪問介護看護事業者の指定を併せて受 おいて、複数の指定夜間対応型訪問介護事業所の間の契約に基づき、当該複数の指定 夜間対応型訪問介護事業所が密接な連携を 図ることにより、一体的に利用者又はその 家族等からの通報を受けることができる。

4 略

5 指定夜間対応型訪問介護事業者は、適切な 指定夜間対応型訪問介護の提供を確保する 観点から、職場において行われる性的な言 動又は優越的な関係を背景とした言動であ って業務上必要かつ相当な範囲を超えたも のにより夜間対応型訪問介護従業者の就業 環境が害されることを防止するための方針 の明確化等の必要な措置を講じなければな らない。

(地域との連携等)

第57条 略

2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定夜間対応型訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定夜間対応型訪問介護の提供を行うよう努めなければならない。

(準用)

第59条 第9条から第22条まで、第27条、第2 8条、<u>第32条の2から第38条まで及び第40条</u> から第41条までの規定は、夜間対応型訪問 け、かつ、指定夜間対応型訪問介護の事業 と指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護 の事業とが同一敷地内において一体的に運 営されている場合(第32条第2項ただし書の 規定により当該夜間対応型訪問介護事業所 の従業者が当該指定定期巡回・随時対応型 訪問介護看護事業所の職務を行うことにつ き町長に認められている場合に限る。)で、 利用者の処遇に支障がないときは、町長が 地域の実情を勘案し適切と認める範囲内に おいて、定期巡回サービス又は随時訪問サ ービスの事業の一部を他の指定訪問介護事 業所又は指定夜間対応型訪問介護事業所の 従業者に行わせることができる。

4 略

(地域との連携等)

第57条 略

(準用)

第59条 第9条から第22条まで、第27条、第2 8条、<u>第33条から第38条まで、第40条及び第</u> 41条の規定は、夜間対応型訪問介護の事業 介護の事業について準用する。この場合に おいて、第9条第1項、第19条、第32条の2 第2項、第33条第1項並びに第3項第1号及び 第3号、第34条第1項並びに第40条の2第1号 及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介 護看護従業者」とあるのは「夜間対応型訪 問介護従業者」と、第14条中「計画作成責 任者」とあるのは「オペレーションセンタ ー従業者(オペレーションセンターを設置 しない場合にあっては、訪問介護員等)」と、 第27条中「定期巡回·随時対応型訪問介護 看護従業者」とあるのは「訪問介護員等」 と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (随時対応サービスを除く。)」とあるのは 「夜間対応型訪問介護」と読み替えるもの とする。

第3章の2 略

第1節から第3節 略

第4節 略

第64条から第69条 略

(運営規程)

第70条 略

(1)から(9) 略

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

(11) 略

(勤務体制の確保等)

第71条 略

- 2 略
- 3 指定地域密着型通所介護事業者は、地域密 着型通所介護従業者の資質の向上のため に、その研修の機会を確保しなければなら ない。この場合において、当該指定地域密 着型通所介護事業者は、全ての地域密着型 通所介護従業者(看護師、准看護師、介護福 祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規 定する政令で定める者等の資格を有する者

について準用する。この場合において、第9条第1項、第19条、第33条及び第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「夜間対応型訪問介護従業者」と、第14条中「計画作成責任者」とあるのは「オペレーションセンター従業者(オペレーションセンターを設置しない場合にあっては、訪問介護員等)」と、第27条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「訪問介護員等」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護(随時対応サービスを除く。)」とあるのは「夜間対応型訪問介護」と読み替えるものとする。

第3章の2 略 第1節から第3節 略 第4節 略

第64条から第69条 略

(運営規程)

第70条 略

(1)から(9) 略

(10) 略

(勤務体制の確保等)

第71条 略

- 2 略
- 3 指定地域密着型通所介護事業者は、地域密 着型通所介護従業者の資質の向上のため に、その研修の機会を確保しなければなら ない。_____

その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 指定地域密着型通所介護事業者は、適切な 指定地域密着型通所介護の提供を確保する 観点から、職場において行われる性的な言 動又は優越的な関係を背景とした言動であ って業務上必要かつ相当な範囲を超えたも のにより地域密着型通所介護従業者の就業 環境が害されることを防止するための方針 の明確化等の必要な措置を講じなければな らない。

(非常災害対策)

第73条 略

2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項に 規定する訓練の実施に当たって、地域住民 の参加が得られるよう連携に努めなければ ならない。

(衛生管理等)

第74条 略

- 2 指定地域密着型通所介護事業者は、当該指 定地域密着型通所介護事業所において感染 症が発生し、又はまん延しないように<u>、次</u> に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 当該指定地域密着型通所介護事業所に おける感染症の予防及びまん延の防止の ための対策を検討する委員会(テレビ電 話装置等を活用して行うことができるも のとする。)をおおむね6月に1回以上開 催するとともに、その結果について、地 域密着型通所介護従業者に周知徹底を図 ること。
 - (2) 当該指定地域密着型通所介護事業所に おける感染症の予防及びまん延の防止の ための指針を整備すること。
 - (3) 当該指定地域密着型通所介護事業所に

(非常災害対策)

第73条 略

(衛生管理等)

第74条 略

2 指定地域密着型通所介護事業者は、当該指 定地域密着型通所介護事業所において感染 症が発生し、又はまん延しないように<u>必要</u> な措置を講ずるよう努めなければならな い。 おいて、地域密着型通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

(地域との連携等)

第75条 指定地域密着型通所介護事業者は、 指定地域密着型通所介護の提供に当たって は、利用者、利用者の家族、地域住民の代 表者、指定地域密着型通所介護事業所が所 在する市町村の職員又は当該指定地域密着 型诵所介護事業所が所在する区域を管轄す る法第115条の46第1項に規定する地域包括 支援センターの職員、地域密着型通所介護 について知見を有する者等により構成され る協議会(テレビ電話装置等を活用して行 うことができるものとする。ただし、利用 者等が参加する場合にあっては、テレビ電 話装置等の活用について当該利用者等の同 意を得なければならない。)(以下この項に おいて「運営推進会議」という。)を設置し、 おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対 し活動状況を報告し、運営推進会議による 評価を受けるとともに、運営推進会議から 必要な要望、助言等を聴く機会を設けなけ ればならない。

2から5 略

第76条及び第77条 略

(準用)

第78条 第9条から第13条まで、第15条から第 18条まで、第20条、第22条、第28条、<u>第32</u>条の2、第34条から第38条まで、第40条の2、第41条及び第53条の規定は、指定地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第70条に規定する重要事項に関する規程」と、<u>同項、</u>第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条

(地域との連携等)

第75条 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、指定地域密着型通所介護事業所が所在する市町村の職員又は当該指定地域密着型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会_____(以下この項において「運営推進会議」という。)を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2から5 略

第76条及び第77条 略

(準用)

第78条 第9条から第13条まで、第15条から第 18条まで、第20条、第22条、第28条、<u>第34</u> <u>条から第38条まで</u>、第41条及び第53条の規 定は、指定地域密着型通所介護の事業につ いて準用する。この場合において、第9条第 1項中「第31条に規定する運営規程」とある のは「第70条に規定する重要事項に関する 規程」と、<u>「定期巡回・随時対応型訪問介</u> 護看護従業者」とあるのは「地域密着型通 第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型 訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密 着型通所介護従業者」と読み替えるものと する。

第5節 略

第78条の2 略

(準用)

第78条の3 第9条から第13条まで、第15条か ら第18条まで、第20条、第22条、第28条、 第32条の2、第34条から第38条まで、第40 条の2、第41条、第53条及び第60条、第62 条、第63条第4項並びに前節(第78条を除 く。)の規定は、共生型地域密着型通所介護 の事業について準用する。この場合におい て、第9条第1項中「第31条に規定する運営 規程」とあるのは「運営規程(第70条に規定 する運営規程をいう。第34条第1項において 同じ。)」と、「定期巡回・随時対応型訪問 介護看護従業者」とあるのは「共生型地域 密着型通所介護の提供に当たる従業者(以 下「共生型地域密着型通所介護従業者」と いう。)」と、第32条の2第2項、第34条第1 項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期 巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」と あるのは「共生型地域密着型通所介護従業 者」と、第63条第4項中「前項ただし書の場 合(指定地域密着型通所介護事業者が第1項 に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指 定地域密着型通所介護以外のサービスを提 供する場合に限る。)」とあるのは「共生型 地域密着型通所介護事業者が共生型地域密 着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間 及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外 のサービスを提供する場合」と、第67条第4 号、第68条第5項、第71条第3項及び第4項並 びに第74条第2項第1号及び第3号中「地域密 着型通所介護従業者」とあるのは「共生型 所介護従業者」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と読み替えるものとする。

第5節 略

第78条の2 略

(準用)

第78条の3 第9条から第13条まで、第15条か ら第18条まで、第20条、第22条、第28条、 第34条から第38条まで、第41条、第53条及 び第60条、第62条、第63条第4項並びに前節 (第78条を除く。)の規定は、共生型地域密 着型通所介護の事業について準用する。こ の場合において、第9条第1項中「第31条に 規定する運営規程」とあるのは「運営規程 (第70条に規定する運営規程をいう。第34 条において同じ。)」と、「定期巡回・随時 対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共 生型地域密着型通所介護の提供に当たる従 業者(以下「共生型地域密着型通所介護従業 者」という。)」と、第34条中「定期巡回・ 随時対応型訪問介護看護従業者」とあるの は「共生型地域密着型通所介護従業者」と、 第63条第4項中「前項ただし書の場合(指定 地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げ る設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域 密着型通所介護以外のサービスを提供する 場合に限る。)」とあるのは「共生型地域密 着型通所介護事業者が共生型地域密着型通 所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深 夜に共生型地域密着型通所介護以外のサー ビスを提供する場合」と、第67条第4号、第 68条第5項及び第71条第3項中「地域密着型 通所介護従業者」とあるのは「共生型地域 密着型通所介護従業者」と、第77条第2項第 2号中「次条において準用する第20条第2項」 とあるのは「第20条第2項」と、同項第3号

地域密着型通所介護従業者」と、第77条第2 項第2号中「次条において準用する第20条第 2項」とあるのは「第20条第2項」と、同項 第3号中「次条において準用する第28条」と あるのは「第28条」と、同項第4号中「次条 において準用する第38条第2項」とあるのは 「第38条第2項」と読み替えるものとする。

第6節 略

第1款から第3款 略

第4款 略

第81条の5から第81条の11 略

(運営規程)

第81条の12 指定療養通所介護事業者は、指 定療養通所介護事業所ごとに、次に掲げる 事業の運営についての重要事項に関する規 程を定めておかなければならない。

(1)から(8) 略

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

(10) 略

第81条の13 略

(安全・サービス提供管理委員会の設置)

第81条の14 指定療養通所介護事業者は、安全かつ適切なサービスの提供を確保するため、地域の医療関係団体に属する者、地域の保健、医療又は福祉の分野を専門とする者その他指定療養通所介護の安全かつ適切なサービスの提供を確保するために必要と認められる者から構成される安全・サービス提供管理委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)(次項において「委員会」という。)を設置しなければならない。

2及び3 略

第81条の15 略

(準用)

中「次条において準用する第28条」とある のは「第28条」と、同項第4号中「次条にお いて準用する第38条第2項」とあるのは「第 38条第2項」と読み替えるものとする。

第6節 略

第1款から第3款 略

第4款 略

第81条の5から第81条の11 略

(運営規程)

第81条の12 指定療養通所介護事業者は、指 定療養通所介護事業所ごとに<u>次に掲げる</u>事 業の運営についての重要事項に関する規程 を定めておかなければならない。

(1)から(8) 略

(9) 略

第81条の13 略

(安全・サービス提供管理委員会の設置)

第81条の14 指定療養通所介護事業者は、安全かつ適切なサービスの提供を確保するため、地域の医療関係団体に属する者、地域の保健、医療又は福祉の分野を専門とする者その他指定療養通所介護の安全かつ適切なサービスの提供を確保するために必要と認められる者から構成される安全・サービス提供管理委員会____(次項において「委員会」という。)を設置しなければならない。

2及び3 略

第81条の15 略

(準用)

第81条の16 第10条から第13条まで、第16条 から第18条まで、第20条、第22条、第28条、 第32条の2、第34条から第38条まで、第40条 の2、第41条、第65条(第3項第2号を除く。)、 第66条及び第71条から第76条までの規定 は、指定療養通所介護の事業について準用 する。この場合において、第32条の2第2項、 第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3 号中「定期巡回·随時対応型訪問介護看護 従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」 と、第34条第1項中「運営規程」とあるのは 「第81条の12に規定する重要事項に関する 規程」と、第71条第3項及び第4項並びに第7 4条第2項第1号及び第3号中「地域密着型通 所介護従業者」とあるのは「療養通所介護 従業者」と、第75条第1項中「地域密着型通 所介護について知見を有する者」とあるの は「療養通所介護について知見を有する者」 と、「6月」とあるのは「12月」と、同条第 3項中「当たっては」とあるのは「当たって は、利用者の状態に応じて」と、第76条第4 項中「第63条第4項」とあるのは「第81条の 4第4項」と読み替えるものとする。

第4章 略

第1節 略

第2節 略

第1款 略

第2款 略

(従業者の員数)

第86条 指定認知症対応型共同生活介護事業 所若しくは指定介護予防認知症対応型共同 生活介護事業所(指定地域密着型介護予防 サービス基準条例第71条第1項に規定する 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事 業所をいう。次条において同じ。)の居間若 しくは食堂又は指定地域密着型特定施設若 しくは指定地域密着型介護老人福祉施設の 第81条の16 第10条から第13条まで、第16条 から第18条まで、第20条、第22条、第28条、 第34条から第38条まで、第41条、第65条(第 3項第2号を除く。)、第66条及び第71条から 第76条までの規定は、指定療養通所介護の 事業について準用する。この場合において、 第34条中「運営規程」とあるのは「第81条 の12に規定する重要事項に関する規程」と、 「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業 者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、 第71条第3項中「地域密着型通所介護従業 者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、 第75条第1項中「地域密着型通所介護につい て知見を有する者」とあるのは「療養通所 介護について知見を有する者」と、「6月」 とあるのは「12月」と、同条第3項中「当た っては」とあるのは「当たっては、利用者 の状態に応じて」と、第76条第4項中「第63 条第4項 | とあるのは「第81条の4第4項 | と 読み替えるものとする。

第4章 略

第1節 略

第2節 略

第1款 略

第2款 略

(従業者の員数)

第86条 指定認知症対応型共同生活介護事業 所若しくは指定介護予防認知症対応型共同 生活介護事業所(指定地域密着型介護予防 サービス基準条例第71条第1項に規定する 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事 業所をいう。次条において同じ。)の居間若 しくは食堂又は指定地域密着型特定施設若 しくは指定地域密着型介護老人福祉施設の

食堂若しくは共同生活室において、これら の事業所又は施設(第88条第1項において 「本体事業所等」という。)の利用者、入居 者又は入所者とともに行う指定認知症対応 型通所介護(以下「共用型指定認知症対応型 通所介護」という。)の事業を行う者(以下 「共用型指定認知症対応型通所介護事業 者」という。)が当該事業を行う事業所(以 下「共用型指定認知症対応型通所介護事業 所」という。)に置くべき従業者の員数は、 当該利用者、当該入居者又は当該入所者の 数と当該共用型指定認知症対応型通所介護 の利用者(当該共用型指定認知症対応型通 所介護事業者が共用型指定介護予防認知症 对応型通所介護事業者(指定地域密着型介 護予防サービス基準条例第8条第1項に規定 する共用型指定介護予防認知症対応型通所 介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併 せて受け、かつ、共用型指定認知症対応型 通所介護の事業と共用型指定介護予防認知 症対応型通所介護(同項に規定する共用型 指定介護予防認知症対応型通所介護をい う。以下同じ。)の事業とが同一の事業所に おいて一体的に運営されている場合にあっ ては、当該事業所における共用型指定認知 症対応型通所介護又は共用型指定介護予防 認知症対応型通所介護の利用者。次条にお いて同じ。)の数を合計した数について、第 132条、第152条若しくは第173条又は指定地 域密着型介護予防サービス基準条例第71条 に規定する従業者の員数を満たすために必 要な数以上とする。

2 略

(利用定員等)

第87条 略

2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス(法第41条第1項に規

食堂若しくは共同生活室において、これら の事業所又は施設 の利用者、入居者 又は入所者とともに行う指定認知症対応型 通所介護(以下「共用型指定認知症対応型通 所介護」という。)の事業を行う者(以下「共 用型指定認知症対応型通所介護事業者」と いう。)が当該事業を行う事業所(以下「共 用型指定認知症対応型通所介護事業所」と いう。)に置くべき従業者の員数は、当該利 用者、当該入居者又は当該入所者の数と当 該共用型指定認知症対応型通所介護の利用 者(当該共用型指定認知症対応型通所介護 事業者が共用型指定介護予防認知症対応型 通所介護事業者(指定地域密着型介護予防 サービス基準条例第8条第1項に規定する共 用型指定介護予防認知症対応型通所介護事 業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受 け、かつ、共用型指定認知症対応型通所介 護の事業と共用型指定介護予防認知症対応 型通所介護(同項に規定する共用型指定介 護予防認知症対応型通所介護をいう。以下 同じ。)の事業とが同一の事業所において一 体的に運営されている場合にあっては、当 該事業所における共用型指定認知症対応型 通所介護又は共用型指定介護予防認知症対 応型通所介護の利用者。次条において同 じ。)の数を合計した数について、第132条、 第152条若しくは第173条又は指定地域密着 型介護予防サービス基準条例第71条に規定 する従業者の員数を満たすために必要な数 以上とする。

2 略

(利用定員等)

第87条 略

2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス(法第41条第1項に規

定する指定居宅サービスをいう。以下同 じ。)、指定地域密着型サービス、指定居宅 介護支援(法第46条第1項に規定する指定居 宅介護支援をいう。)、指定介護予防サービ ス(法第53条第1項に規定する指定介護予防 サービスをいう。以下同じ。)、指定地域密 着型介護予防サービス(法第54条の2第1項 に規定する指定地域密着型介護予防サービ スをいう。以下同じ。)若しくは指定介護予 防支援(法第58条第1項に規定する指定介護 予防支援をいう。)の事業又は介護保険施設 (法第8条第25項に規定する介護保険施設を いう。以下同じ。)若しくは指定介護療養型 医療施設の運営(第104条第7項、第132条第9 項及び第213条第8項において「指定居宅サ ービス事業等」という。)について、3年以 上の経験を有する者でなければならない。 (管理者)

第88条 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がないときは、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。この場合において、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がないときは、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がないときは、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。

2 略

第3節 略 第89条から第94条 略 (運営規程) 定する指定居宅サービスをいう。以下同 じ。)、指定地域密着型サービス、指定居宅 介護支援(法第46条第1項に規定する指定居 宅介護支援をいう。)、指定介護予防サービ ス(法第53条第1項に規定する指定介護予防 サービスをいう。以下同じ。)、指定地域密 着型介護予防サービス(法第54条の2第1項 に規定する指定地域密着型介護予防サービ スをいう。以下同じ。) 若しくは指定介護予 防支援(法第58条第1項に規定する指定介護 予防支援をいう。)の事業又は介護保険施設 (法第8条第25項に規定する介護保険施設を いう。以下同じ。)若しくは指定介護療養型 医療施設の運営(第104条第7項 及び 第213条第8項において「指定居宅サービス 事業等」という。)について、3年以上の経 験を有する者でなければならない。

(管理者)

第88条 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がないときは、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。_____

2 略

第3節 略 第89条から第94条 略 (運営規程) 第95条 略

(1)から(9) 略

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

(11) 略

第96条から第101条まで 略

(準用)

第102条 第9条から第13条まで、第15条から 第18条まで、第20条、第22条、第28条、第3 2条の2、第34条から第38条まで、第40条の2、 第41条、第53条、第64条、第65条、第69条 及び第71条から第76条までの規定は、指定 認知症対応型通所介護の事業について準用 する。この場合において、第9条第1項中「第 31条に規定する運営規程」とあるのは「第9 5条に規定する重要事項に関する規程」と、 同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに 第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随 時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは 「認知症対応型通所介護従業者」と、第71 条第3項及び第4項並びに第74条第2項第1号 及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」 とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」 と、第75条第1項中「地域密着型通所介護に ついて知見を有する者」とあるのは「認知 症対応型通所介護について知見を有する 者」と、第76条第4項中「第63条第4項」と あるのは「第85条第4項」と読み替えるもの とする。

第5章 略

第1節 略

第2節 略

(従業者の員数等)

第104条 略

2から5 略

6 略

当該指定小 指定認知症対応型共同 介護職

第95条 略

(1)から(9) 略

(10) 略

第96条から第101条まで 略

(準用)

第102条 第9条から第13条まで、第15条から 第18条まで、第20条、第22条、第28条、第3 4条から第38条まで、第41条、第53条、第64 条、第65条、第69条及び第71条から第76条 までの規定は、指定認知症対応型通所介護 の事業について準用する。この場合におい て、第9条第1項中「第31条に規定する運営 規程」とあるのは「第95条に規定する重要 事項に関する規程」と、「定期巡回・随時 対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認 知症対応型通所介護従業者」と、第34条中 「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業 者」とあるのは「認知症対応型通所介護従 業者」と、第75条第1項中「地域密着型通所 介護について知見を有する者」とあるのは 「認知症対応型通所介護について知見を有 する者」と、第76条第4項中「第63条第4項」 とあるのは「第85条第4項」と読み替えるも のとする。

第5章 略

第1節 略

第2節 略

(従業者の員数等)

第104条 略

2から5 略

6 略

|当該指定小 | 指定認知症対応型共同 | 介護職

規模多機能	生活介護事業所、指定	員
型居宅介護	地域密着型特定施設、	
事業所に中	指定地域密着型介護老	
欄に掲げる	人福祉施設、指定介護	
施設等のい	老人福祉施設、介護老	
ずれかが併	人保健施設、指定介護	
設されてい	療養型医療施設(医療	
る場合	法(昭和23年法律第205	
	号)第7条第2項第4号に	
	規定する療養病床を有	
	する診療所であるもの	
	に限る。)又は介護医療	
	院	
当該指定小	院前項中欄に掲げる施設	看護師
当該指定小 規模多機能		看護師 又は准
	前項中欄に掲げる施設	
規模多機能	前項中欄に掲げる施設 等、指定居宅サービス	又は准
規模多機能 型居宅介護	前項中欄に掲げる施設 等、指定居宅サービス の事業を行う事業所、	又は准
規模多機能 型居宅介護 事業所の同	前項中欄に掲げる施設 等、指定居宅サービス の事業を行う事業所、 指定定期巡回・随時対	又は准
規模多機能 型居宅介護 事業所の同 一敷地内に	前項中欄に掲げる施設 等、指定居宅サービス の事業を行う事業所、 指定定期巡回・随時対 応型訪問介護看護事業	又は准
規模多機能 型居宅介護 事業所の同 一敷地内に 中欄に掲げ	前項中欄に掲げる施設 等、指定居宅サービス の事業を行う事業所、 指定定期巡回・随時対 応型訪問介護看護事業 所、指定地域密着型通	又は准
規模多機能 型居宅介護 事業所の同 一敷地内に 中欄に掲げ る施設等の	前項中欄に掲げる施設 等、指定居宅サービス の事業を行う事業所、 指定定期巡回・随時対 応型訪問介護看護事業 所、指定地域密着型通 所介護事業所又は指定	又は准
規模多機能 型居宅介護 事業所の同 一敷地内に 中欄に掲げ る施設等の いずれかが	前項中欄に掲げる施設 等、指定居宅サービス の事業を行う事業所、 指定定期巡回・随時対 応型訪問介護看護事業 所、指定地域密着型通 所介護事業所又は指定 認知症対応型通所介護	又は准
規模多機能 型居宅介護 事業所の同 一敷地内に 中欄に掲げ る施設等の いずれかが	前項中欄に掲げる施設 等、指定居宅サービス の事業を行う事業所、 指定定期巡回・随時対 応型訪問介護看護事業 所、指定地域密着型通 所介護事業所又は指定 認知症対応型通所介護	又は准

7から13 略

(管理者)

第105条 略

- 2 略
- 3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、 老人デイサービスセンター(老人福祉法第2 0条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。)、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所(第215条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。)等の従業者

Ī	規模多機能	生活介護事業所、指定	員
	型居宅介護	地域密着型特定施設、	
	事業所に中	指定地域密着型介護老	
	欄に掲げる	人福祉施設、指	
	施設等のい	定介護療養型医療施設	
	ずれかが併	(医療法(昭和23年法律	
	設されてい	第205号) 第7条第2項第	
	る場合	4号に規定する療養病	
		床を有する診療所であ	
		るものに限る。)又は介	
		護医療院	
	当該指定小	前項中欄に掲げる施設	看護師
	規模多機能	等、指定居宅サービス	又は准
	型居宅介護	の事業を行う事業所、	看護師
	事業所の同	指定定期巡回・随時対	
	一敷地内に	応型訪問介護看護事業	
	中欄に掲げ	所、指定地域密着型通	
	る施設等の	所介護事業所 <u>、指定認</u>	
	いずれかが	知症対応型通所介護事	
	ある場合	業所、指定介護老人福	
		<u>祉施設又は介護老人保</u>	
		健施設	

7から13 略

(管理者)

第105条 略

- 2 略
- 3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、 老人デイサービスセンター(老人福祉法第2 0条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。)、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所(第215条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。)等の従業者

又は訪問介護員等(介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第133条第3項、第134条及び第215条において同じ。)として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、厚生労働大臣が別に定める研修を修了しているものでなければならない。

第106条 略

第3節 略

第4節 略

(心身の状況等の把握)

第109条 指定小規模多機能型居宅介護事業 者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供 に当たっては、介護支援専門員(第104条第1 2項の規定により介護支援専門員を配置し ていないサテライト型指定小規模多機能型 居宅介護事業所にあっては、本体事業所の 介護支援専門員。以下この条及び第115条に おいて同じ。)が開催するサービス担当者会 議(介護支援専門員が居宅サービス計画の 作成のために居宅サービス計画の原案に位 置付けた指定居宅サービス等(法第8条第24 項に規定する指定居宅サービス等をいう。 以下同じ。)の担当者を招集して行う会議 (テレビ電話装置等を活用して行うことが できるものとする。ただし、利用者等が参 加する場合にあっては、テレビ電話装置等 の活用について当該利用者等の同意を得な ければならない。)をいう。)等を通じて利 用者の心身の状況、その置かれている環境、 他の保健医療サービス又は福祉サービスの 利用状況等の把握に努めなければならな 11

第110条から第121条 略

(運営規程)

第122条 略

又は訪問介護員等(介護福祉士又は法第8条 第2項に規定する政令で定める者をいう。次 条、第133条第2項、第134条及び第215条に おいて同じ。)として3年以上認知症である 者の介護に従事した経験を有する者であっ て、厚生労働大臣が別に定める研修を修了 しているものでなければならない。

第106条 略

第3節 略

第4節 略

(心身の状況等の把握)

第109条 指定小規模多機能型居宅介護事業 者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供 に当たっては、介護支援専門員(第104条第1 2項の規定により介護支援専門員を配置し ていないサテライト型指定小規模多機能型 居宅介護事業所にあっては、本体事業所の 介護支援専門員。以下この条及び第115条に おいて同じ。)が開催するサービス担当者会 議(介護支援専門員が居宅サービス計画の 作成のために居宅サービス計画の原案に位 置付けた指定居宅サービス等(法第8条第24 項に規定する指定居宅サービス等をいう。 以下同じ。)の担当者を招集して行う会議 をいう。)等を通じて利用者の心身の状 況、その置かれている環境、他の保健医療 サービス又は福祉サービスの利用状況等の 把握に努めなければならない。

第110条から第121条 略 (運営規程)

第122条 略

(1)から(9) 略

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

(11) 略

(定員の遵守)

第123条 略

2 前項本文の規定にかかわらず、過疎地域そ の他これに類する地域において、地域の実 情により当該地域における指定小規模多機 能型居宅介護の効率的運営に必要であると 町が認めた場合は、指定小規模多機能型居 宅介護事業者は、町が認めた日から町介護 保険事業計画(法第117条第1項に規定する 市町村介護保険事業計画をいう。以下この 項において同じ。)の終期まで(町が次期の 町介護保険事業計画を作成するに当たっ て、新規に代替サービスを整備するよりも 既存の指定小規模多機能型居宅介護事業所 を活用することがより効率的であると認め た場合にあっては、次期の町介護保険事業 計画の終期まで)に限り、登録定員並びに通 いサービス及び宿泊サービスの利用定員を 超えて指定小規模多機能型居宅介護の提供 を行うことができる。

第124条から第129条 略

(準用)

第130条 第9条から第13条まで、第20条、第2 2条、第28条、<u>第32条の2、第34条から第38</u> 条まで、第40条から第41条まで、第69条、 第71条、第74条及び第75条の規定は、指定 小規模多機能型居宅介護の事業について準 用する。この場合において、第9条第1項中 「第31条に規定する運営規程」とあるのは 「第122条に規定する重要事項に関する規 程」と、<u>同項、第32条の2第2項、第34条第1</u> 項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期 巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」と あるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」 (1)から(9) 略

(10) 略

(定員の遵守)

第123条 略

第124条から第129条 略

(準用)

第130条 第9条から第13条まで、第20条、第2 2条、第28条、<u>第34条から第38条まで、第4</u> 0条、第41条、第69条、第71条、第74条及び 第75条までの規定は、指定小規模多機能型 居宅介護の事業について準用する。この場 合において、第9条第1項中「第31条に規定 する運営規程」とあるのは「第122条に規定 する重要事項に関する規程」と、「定期巡 回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあ るのは「小規模多機能型居宅介護従業者」 と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問 介護看護従業者」とあるのは「小規模多機 と、第69条第2項中「この節」とあるのは「第5章第4節」と、第71条第3項及び第4項並びに第74条第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第75条第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替えるものとする。

第6章 略 第1節 略 第2節 略

(従業者の員数)

第132条 指定認知症対応型共同生活介護の 事業を行う者(以下「指定認知症対応型共同 生活介護事業者」という。)が当該事業を行 う事業所(以下「指定認知症対応型共同生活 介護事業所」という。)ごとに置くべき指定 認知症対応型共同生活介護の提供に当たる 従業者(以下「介護従業者」という。)の員 数は、当該事業所を構成する共同生活住居 ごとに、夜間及び深夜の時間帯以外の時間 帯に指定認知症対応型共同生活介護の提供 に当たる介護従業者を常勤換算方法で、当 該共同生活住居の利用者(当該指定認知症 対応型共同生活介護事業者が指定介護予防 認知症対応型共同生活介護事業者(指定地 域密着型介護予防サービス基準条例第71条 第1項に規定する指定介護予防認知症対応 型共同生活介護事業者をいう。以下同じ。) の指定を併せて受け、かつ、指定認知症対 応型共同生活介護の事業と指定介護予防認 知症対応型共同生活介護(指定地域密着型 介護予防サービス基準条例第70条に規定す 能型居宅介護従業者」と、第69条第2項中「この節」とあるのは「第5章第4節」と、第71条第3項_____中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第75条第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替えるものとする。

第6章 略 第1節 略 第2節 略

(従業者の員数)

第132条 指定認知症対応型共同生活介護の 事業を行う者(以下「指定認知症対応型共同 生活介護事業者」という。)が当該事業を行 う事業所(以下「指定認知症対応型共同生活 介護事業所」という。)ごとに置くべき指定 認知症対応型共同生活介護の提供に当たる 従業者(以下「介護従業者」という。)の員 数は、当該事業所を構成する共同生活住居 ごとに、夜間及び深夜の時間帯以外の時間 帯に指定認知症対応型共同生活介護の提供 に当たる介護従業者を常勤換算方法で、当 該共同生活住居の利用者(当該指定認知症 対応型共同生活介護事業者が指定介護予防 認知症対応型共同生活介護事業者(指定地 域密着型介護予防サービス基準条例第71条 第1項に規定する指定介護予防認知症対応 型共同生活介護事業者をいう。以下同じ。) の指定を併せて受け、かつ、指定認知症対 応型共同生活介護の事業と指定介護予防認 知症对応型共同生活介護(指定地域密着型 介護予防サービス基準条例第70条に規定す

る指定介護予防認知症対応型共同生活介護 をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業 所において一体的に運営されている場合に あっては、当該事業所における指定認知症 対応型共同生活介護又は指定介護予防認知 症対応型共同生活介護の利用者。以下この 条及び第135条において同じ。)の数が3又は その端数を増すごとに1以上とするほか、夜 間及び深夜の時間帯を通じて1以上の介護 従業者に夜間及び深夜の勤務(夜間及び深 夜の時間帯に行われる勤務(宿直勤務を除 く。)をいう。以下この項において同じ。) を行わせるために必要な数以上とする。た だし、当該指定認知症対応型共同生活介護 事業所の有する共同生活住居の数が3であ る場合において、当該共同生活住居が全て 同一の階において隣接し、介護従業者が円 滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を 行うことが可能な構造である場合であっ て、当該指定認知症対応型共同生活介護事 業者による安全対策が講じられ、利用者の 安全性が確保されていると認められるとき は、夜間及び深夜の時間帯に指定認知症対 応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介 護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯 を通じて2以上の介護従業者に夜間及び深 夜の勤務を行わせるために必要な数以上と することができる。

2から4 略

5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、 指定認知症対応型共同生活介護事業所ごと に保健医療サービス又は福祉サービスの利 用に係る計画の作成に関し知識及び経験を 有する者であって、認知症対応型共同生活 介護計画の作成を担当させるのに適当と認 められるものを専らその職務に従事する計 画作成担当者としなければならない。ただ る指定介護予防認知症対応型共同生活介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用者。以下この条及び第135条において同じ。)の数が3又はその端数を増すごとに1以上とするほか、夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務(夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務(宿直勤務を除く。)をいう。_____)を行わせるために必要な数以上とする。_____

2から4 略

5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、 共同生活住居ごとに保健医療サービス又は 福祉サービスの利用に係る計画の作成に関 し知識及び経験を有する者であって、認知 症対応型共同生活介護計画の作成を担当さ せるのに適当と認められるものを専らその 職務に従事する計画作成担当者としなけれ ばならない。ただし、利用者の処遇に支障 し、利用者の処遇に支障がないときは、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に おける他の職務に従事することができるものとする。

6から8 略

9 第7項本文の規定にかかわらず、サテライ 卜型指定認知症対応型共同生活介護事業所 (指定認知症対応型共同生活介護事業所で あって、指定居宅サービス事業等その他の 保健医療又は福祉に関する事業について3 年以上の経験を有する指定認知症対応型共 同生活介護事業者により設置される当該指 定認知症対応型共同生活介護事業所以外の 指定認知症対応型共同生活介護事業所であ って当該指定認知症対応型共同生活介護事 業所に対して指定認知症対応型共同生活介 護の提供に係る支援を行うもの(以下この 章において「本体事業所」という。)との密 接な連携の下に運営されるものをいう。以 下同じ。)については、介護支援専門員であ る計画作成担当者に代えて、第6項の厚生労 働大臣が別に定める研修を修了している者 を置くことができる。

10 略

11 略

(管理者)

第133条 略

2 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住 居の管理上支障がない場合は、サテライト 型指定認知症対応型共同生活介護事業所に おける共同生活住居の管理者は、本体事業 所における共同生活住居の管理者をもって 充てることができる。

3 略

第134条 略

第3節 略

がないときは、当該<u>共同生活住居</u>における 他の職務に従事することができるものとす る。

6から8 略

9 略

10 略

(管理者)

第133条 略

<u>2</u> 略

第134条 略

第3節 略

第135条 指定認知症対応型共同生活介護事 業所は、共同生活住居を有するものとし、 その数は1以上3以下(サテライト型指定認 知症対応型共同生活介護事業所にあって は、1又は2)とする。

2から7 略

第4節 略

第136条から第138条 略

(指定認知症対応型共同生活介護の取扱方 針)

第139条 略

2から6 略

7 略

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を 検討する委員会(テレビ電話装置等を活 用して行うことができるものとする。)を 3月に1回以上開催するとともに、その結 果について、介護従業者その他の従業者 に周知徹底を図ること。

(2)(3) 略

- 8 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、 自らその提供する指定認知症対応型共同生 活介護の質の評価を行うとともに、定期的 に次の各号のいずれかの評価を受けて、そ れらの結果を公表し、常にその改善を図ら なければならない。
 - (1)外部の者による評価
 - (2) 第150条において準用する第75条第1項 に規定する運営推進会議における評価

第140条から第142条 略

(管理者による管理)

第135条 指定認知症対応型共同生活介護事 業所は、共同生活住居を有するものとし、 その数は1又は2とする。ただし、指定認知 症対応型共同生活介護事業所に係る用地の 確保が困難であることその他地域の実情に より指定認知症対応型共同生活介護事業所 の効率的運営に必要と認められる場合は、1 の事業所における共同生活住居の数を3と することができる。

2から7 略

第4節 略

第136条から第138条 略

(指定認知症対応型共同生活介護の取扱方 針)

第139条 略

2から6 略

7 略

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を 検討する委員会 を3月に1回以上開 催するとともに、その結果について、介 護従業者その他の従業者に周知徹底を図 ること。

(2)(3) 略

8 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、 自らその提供する指定認知症対応型共同生 活介護の質の評価を行うとともに、定期的 に外部の者による評価を受けてそれらの結 果を公表し、常にその改善を図らなければ ならない。

第140条から第142条 略

(管理者による管理)

第143条 共同生活住居の管理者は、同時に介│ 第143条 共同生活住居の管理者は、同時に介

護保険施設、指定居宅サービス、指定地域 密着型サービス(サテライト型指定認知症 対応型共同生活介護事業所の場合は、本体 事業所が提供する指定認知症対応型共同生 活介護を除く。)、指定介護予防サービス若 しくは指定地域密着型介護予防サービスの 事業を行う事業所、病院、診療所又は社会 福祉施設を管理する者であってはならな い。ただし、これらの事業所、施設等が同 一敷地内にあること等により当該共同生活 住居の管理上支障がないときは、この限り でない。

(運営規程)

第144条 略

- (1)から(6) 略
- (7) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (8) 略

(勤務体制の確保等)

第145条 略

- 2 略
- 3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、介護従業者の資質の向上のためにその研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。
- 4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、 適切な指定認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景と した言動であって業務上必要かつ相当な範

護保険施設、指定居宅サービス、指定地域 密着型サービス___、指定介護予防サー ビス若しくは指定地域密着型介護予防サー ビスの事業を行う事業所、病院、診療所又 は社会福祉施設を管理する者であってはな らない。ただし、これらの事業所、施設等 が同一敷地内にあること等により当該共同 生活住居の管理上支障がないときは、この 限りでない。

(運営規程)

第144条 略

(1)から(6) 略

(7) 略

(勤務体制の確保等)

第145条 略

- 2 略
- 3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、 介護従業者の資質の向上のためにその研修 の機会を確保しなければならない。_____

囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の 明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第146条から第149条 略

(準用)

第150条 第9条、第10条、第12条、第13条、 第22条、第28条、<u>第32条の2、第34条から第</u> 36条まで、第38条、第40条から第41条まで、 第69条、第74条、第75条第1項から第4項ま で、第121条、第124条及び第126条の規定は、 指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第9条第 1項中「第31条に規定する運営規程」とある のは「第144条に規定する重要事項に関する 規程」と、<u>同項、第32条の2第2項、第34条</u> 第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中

「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第69条第2項中「この節」とあるのは「第6章第4節」と、第74条第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第75条第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第121条中「小規模多機能型居宅介護業者」とあるのは「介護従業者」と、第124条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。

第7章 略

第1節から第3節 略 第4節 略

第155条から第159条 略

(指定地域密着型特定施設入居者生活介護

第146条から第149条 略 (進用)

第150条 第9条、第10条、第12条、第13条、 第22条、第28条、第34条から第36条まで、 第38条、第40条、第41条、第69条、第74条、 第75条第1項から第4項まで、第121条、第1 24条及び第126条の規定は、指定認知症対応 型共同生活介護の事業について準用する。 この場合において、第9条第1項中「第31条 に規定する運営規程」とあるのは「第144 条に規定する重要事項に関する規程」と、 「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業 者」とあるのは「介護従業者」と、第34条 中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従 業者」とあるのは「介護従業者」と、第69 条第2項中「この節」とあるのは「第6章第4 節」と 、第75条第1項中「地域密着型 通所介護について知見を有する者」とある のは「認知症対応型共同生活介護について 知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2 月」と、第121条中「小規模多機能型居宅介 護従業者」とあるのは「介護従業者」と、 第124条中「指定小規模多機能型居宅介護事 業者」とあるのは「指定認知症対応型共同 生活介護事業者」と読み替えるものとする。

第7章 略

第1節から第3節 略 第4節 略

第155条から第159条 略

(指定地域密着型特定施設入居者生活介護

の取扱方針)

第160条 略

2から5 略

- 6 略
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を 検討する委員会(テレビ電話装置等を活 用して行うことができるものとする。)を 3月に1回以上開催するとともに、その結 果について、介護職員その他の従業者に 周知徹底を図ること。
 - (2)(3) 略
- 7 略

第161条から第166条 略

(運営規程)

第167条 略

- (1)から(8) 略
- (9) 虐待の防止のための措置に関する事項

(10) 略

(勤務体制の確保等)

第168条 略

2及び3 略

- 4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護 事業者は、地域密着型特定施設従業者の資 質の向上のために、その研修の機会を確保 しなければならない。この場合において、 当該指定地域密着型特定施設入居者生活介 護事業者は、全ての地域密着型特定施設従 業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護 支援専門員、法第8条第2項に規定する政令 で定める者等の資格を有する者その他これ に類する者を除く。)に対し、認知症介護に 係る基礎的な研修を受講させるために必要 な措置を講じなければならない。
- 5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護 事業者は、適切な指定地域密着型特定施設 入居者生活介護の提供を確保する観点か

の取扱方針)

第160条 略

2から5 略

- 6 略
- (1)身体的拘束等の適正化のための対策を 検討する委員会____を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
 - (2)(3) 略
- 7 略

第161条から第166条 略

(運営規程)

第167条 略

(1)から(8) 略

(9) 略

(勤務体制の確保等)

第168条 略

2及び3 略

4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護 事業者は、地域密着型特定施設従業者の資 質の向上のために、その研修の機会を確保 しなければならない。_____ ら、職場において行われる性的な言動又は 優越的な関係を背景とした言動であって業 務上必要かつ相当な範囲を超えたものによ り地域密着型特定施設従業者の就業環境が 害されることを防止するための方針の明確 化等の必要な措置を講じなければならな い。

第169条及び第170条 略 (準用)

第171条 第12条、第13条、第22条、第28条、 第32条の2、第34条から第38条まで、第40条 から第41条まで、第69条、第73条、第74条、 第75条第1項から第4項まで及び第121条の 規定は、指定地域密着型特定施設入居者生 活介護の事業について準用する。この場合 において、第32条の2第2項、第34条第1項並 びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡 回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあ るのは「地域密着型特定施設従業者」と、 第69条第2項中「この節」とあるのは「第7 章第4節 と、第74条第2項第1号及び第3号 中「地域密着型通所介護従業者」とあるの は「地域密着型特定施設従業者」と、第75 条第1項中「地域密着型通所介護について知 見を有する者」とあるのは「地域密着型特 定施設入居者生活介護について知見を有す る者」と、「6月」とあるのは「2月」と読 み替えるものとする。

第8章 略

第1節 略

第2節 略

(従業者の員数)

第173条 指定地域密着型介護老人福祉施設 に置くべき従業者の員数は、次に掲げると おりとする。<u>ただし、他の社会福祉施設等</u> の栄養士又は管理栄養士との連携を図るこ 第169条及び第170条 略 (準用)

第171条 第12条、第13条、第22条、第28条、 第34条から第38条まで、第40条、第41条、 第69条、第73条、第74条、第75条第1項から 第4項まで及び第121条の規定は、指定地域 密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第34条 中「定期巡回・随時対応型介護看護従業者」 とあるのは「地域密着型特定施設従業者」 と、第69条第2項中「この節」とあるのは「第 7章第4節」と____、第75条第1項中「地域 密着型通所介護について知見を有する者」 とあるのは「地域密着型特定施設入居者生 活介護について知見を有する者」と、「6月」 とあるのは「2月」と読み替えるものとする。

> 第8章 略 第1節 略 第2節 略

(従業者の員数)

第173条 指定地域密着型介護老人福祉施設 に置くべき従業者の員数は、次に掲げると おりとする。_____ とにより当該指定地域密着型介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第4号の栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。

- (1)から(3) 略
- (4)栄養士又は管理栄養士 1以上
- (5)(6) 略
- 2 略
- 3 指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。
- (1)から(3) 略
- (4)栄養士_____ 1以上
- (5)(6) 略
- 2 略
- 3 指定地域密着型介護老人福祉施設の従業 者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福 祉施設の職務に従事する者でなければなら ない。ただし、指定地域密着型介護老人福 祉施設(ユニット型指定地域密着型介護老 人福祉施設(第200条に規定するユニット型 指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。 以下この項において同じ。)を除く。以下こ の項において同じ。)にユニット型指定介護 老人福祉施設(指定介護老人福祉施設の人 員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚 生省令第39号。以下「指定介護老人福祉施 設基準」という。)第38条に規定するユニッ ト型指定介護老人福祉施設をいう。以下こ の項において同じ。)を併設する場合の指定 地域密着型介護老人福祉施設及びユニット 型指定介護老人福祉施設の介護職員及び看 護職員(指定介護老人福祉施設基準第47条 第2項の規定に基づき配置される看護職員 に限る。) 又は指定地域密着型介護老人福祉 施設にユニット型指定地域密着型介護老人 福祉施設を併設する場合の指定地域密着型 介護老人福祉施設及びユニット型指定地域 密着型介護老人福祉施設の介護職員及び看 護職員(第209条第2項の規定に基づき配置 される看護職員に限る。)を除き、入所者の 処遇に支障がないときは、この限りでない。

4から7 略

4から7 略

- 8 第1項第2号及び第4号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次の各号に掲げる本体施設の場合で、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。
 - (1)指定介護老人福祉施設又は指定地域密 着型介護老人福祉施設 <u>生活相談員、栄</u> 養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導 員又は介護支援専門員
 - (2)介護老人保健施設 支援相談員、栄養士 若しくは管理栄養士、理学療法士、作業 療法士若しくは言語聴覚士又は介護支援 専門員
 - (3)病院 栄養士<u>若しくは管理栄養士</u>(病床 数100以上の病院のときに限る。)又は介 護支援専門員(指定介護療養型医療施設 のときに限る。)
 - (4)介護医療院 栄養士<u>若しくは管理栄養</u> 士又は介護支援専門員

9から12 略

13 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定 通所介護事業所(指定居宅サービス等基準 第93条第1項に規定する指定通所介護事業 所をいう。以下同じ。)、指定短期入所生活 介護事業所等、指定地域密着型通所介護事 業所又は併設型指定認知症対応型通所介護 の事業を行う事業所若しくは指定地域密着 型介護予防サービス基準条例第5条第1項に 規定する併設型指定介護予防認知症対応型 通所介護の事業を行う事業所が併設される 場合においては、当該併設される事業所の 生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員に

- 8 第1項第2号及び第4号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士___、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次の各号に掲げる本体施設の場合で、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。
 - (1)指定介護老人福祉施設又は指定地域密 着型介護老人福祉施設 <u>栄養士</u>、機能訓 練指導員又は介護支援専門員
 - (2)介護老人保健施設 支援相談員、栄養士 ____、理学療法士、作業療法士若しく は言語聴覚士又は介護支援専門員
 - (3)病院 栄養士 (病床数100以上の病院のときに限る。)又は介護支援専門員 (指定介護療養型医療施設のときに限 る。)
 - (4)介護医療院 栄養士<u></u>又は介護支援専門員

9から12 略

13 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定 通所介護事業所(指定居宅サービス等基準 第93条第1項に規定する指定通所介護事業 所をいう。以下同じ。)、指定短期入所生活 介護事業所等、指定地域密着型通所介護事 業所又は併設型指定認知症対応型通所介護 の事業を行う事業所若しくは指定地域密着 型介護予防サービス基準条例第5条第1項に 規定する併設型指定介護予防認知症対応型 通所介護の事業を行う事業所が併設される 場合においては、当該併設される事業所の 生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員に ついては、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士<u>若しくは管理</u> <u>栄養士</u>又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

14から17 略

第3節 略

第4節 略

第175条から第178条 略

(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者 生活介護の取扱方針)

第179条 略

2から5 略

6 略

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を 検討する委員会(テレビ電話装置等を活 用して行うことができるものとする。)を 3月に1回以上開催するとともに、その結 果について、介護職員その他の従業者に 周知徹底を図ること。

(2)(3) 略

7 略

(地域密着型施設サービス計画の作成)

第180条 略

2から5 略

6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当 者会議(入所者に対する指定地域密着型介 護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当 たる他の担当者(以下この条において「担当 者」という。)を招集して行う会議(テレビ 電話装置等を活用して行うことができるも のとする。ただし、入所者又はその家族(以 下この項において「入所者等」という。)が 参加する場合にあっては、テレビ電話装置 等の活用について当該入所者等の同意を得 ついては、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士______又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

14から17 略

第3節 略

第4節 略

第175条から第178条 略

(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者 生活介護の取扱方針)

第179条 略

2から5 略

6 略

(1)身体的拘束等の適正化のための対策を 検討する委員会____を3月に1回以上開 催するとともに、その結果について、介 護職員その他の従業者に周知徹底を図る こと。

(2)(3) 略

7 略

(地域密着型施設サービス計画の作成)

第180条 略

2から5 略

6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議(入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たる他の担当者(以下この条において「担当者」という。)を招集して行う会議____をいう。以下この章において同じ。)の開催、担当者に対する照会等により、当該地域密着型施設サービス計画の原案の内容について、担当者から専門的な見地からの意見を求めるものとする。

なければならない。)をいう。以下この章において同じ。)の開催、担当者に対する照会等により、当該地域密着型施設サービス計画の原案の内容について、担当者から専門的な見地からの意見を求めるものとする。

7から12 略

第181条から第185条 略

(栄養管理)

第185条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

(口腔衛生の管理)

第185条の3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第186条から第189条 略

(運営規程)

第190条 略

(1)から(7) 略

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

(9) 略

(勤務体制の確保等)

第191条 略

- 2 略
- 3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、従業者に対しその資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。<u>この場合において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設は、全ての従業者</u>(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有

7から12 略

第181条から第185条 略

第186条から第189条 略 (運営規程)

第190条 略

(1)から(7) 略

(8) 略

(勤務体制の確保等)

第191条 略

- 2 略
- 3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、従業者に対しその資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。____

する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切 な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者 生活介護の提供を確保する観点から、職場 において行われる性的な言動又は優越的な 関係を背景とした言動であって業務上必要 かつ相当な範囲を超えたものにより従業者 の就業環境が害されることを防止するため の方針の明確化等の必要な措置を講じなけ ればならない。

第192条 略

(衛生管理等)

第193条 略

2 略

(1)当該指定地域密着型介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 略

(3) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

(4) 略

第194条から第196条 略

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第197条 略

第192条 略

(衛生管理等)

第193条 略

2 略

(1) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会____をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 略

(3) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に対し<u>感染症</u>及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修____を定期的に実施すること。

(4) 略

第194条から第196条 略

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第197条 略

- (1)(2) 略
- (3) 事故発生の防止のための委員会(テレビ 電話装置等を活用して行うことができる ものとする。) 及び従業者に対する研修を 定期的に行うこと。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第199条 第9条、第10条、第12条、第13条、

2から4 略

第198条 略

(準用)

第22条、第28条、第32条の2、第34条、第36 条、第38条、第40条の2、第41条、第69条、 第73条及び第75条第1項から第4項までの規 定は、指定地域密着型介護老人福祉施設に ついて準用する。この場合において、第9条 第1項中「第31条に規定する運営規程」とあ るのは「第190条に規定する重要事項に関す る規程」と、同項、第32条の2第2項、第34 条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中 「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業 者」とあるのは「従業者」と、第13条第1項 中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看 護の提供の開始に際し、」とあるのは「入 所の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護 支援が利用者に対して行われていない等の 場合で、必要と認めるときは、要介護認定」 とあるのは「要介護認定」と 、第69 条第2項中「この節」とあるのは「第8章第4 節」と、第75条第1項中「地域密着型通所介 護について知見を有する者」とあるのは「地 域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 について知見を有する者」と、「6月」とあ るのは「2月」と読み替えるものとする。

第5節 略

第1款 略

- (1)(2) 略
- (3)事故発生の防止のための委員会_____及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。

2から4 略

第198条 略

(準用)

第199条 第9条、第10条、第12条、第13条、 第22条、第28条、第34条、第36条、第38条、 第41条、第69条、第73条及び第75条第1項か ら第4項までの規定は、指定地域密着型介護 老人福祉施設について準用する。この場合 において、第9条第1項中「第31条に規定す る運営規程」とあるのは「第190条に規定す る重要事項に関する規程」と、「定 期巡回·随時対応型訪問介護看護従業者」 とあるのは「従業者」と、第13条第1項中「指 定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提 供の開始に際し、」とあるのは「入所の際 に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が 利用者に対して行われていない等の場合 で、必要と認めるときは、要介護認定」と あるのは「要介護認定」と、第34条中「定 期巡回·随時対応型訪問介護看護従業者」 とあるのは「従業者」と、第69条第2項中「こ の節」とあるのは「第8章第4節」と、第75 条第1項中「地域密着型通所介護について知 見を有する者」とあるのは「地域密着型介 護老人福祉施設入所者生活介護について知 見を有する者」と、「6月」とあるのは「2 月」と読み替えるものとする。

第5節 略

第1款 略

第2款 略

(設備)

第202条 略

(1) 略

ア略

(ア) 略

- (イ)居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、1のユニットの入居定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。
- (ウ)1の居室の床面積等は、10.65平方 メートル以上とすること。ただし、 (ア)ただし書の場合にあっては、21. 3平方メートル以上とすること。

(エ) 略

イからエ 略

(2)から(5) 略

2 略

第3款 略

第203条 略

(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者 生活介護の取扱方針)

第204条 略

第2款 略

(設備)

第202条 略

(1) 略

ア略

(ア) 略

- (イ)居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、1のユニットの入居定員は、<u>おおむね10人以下としなければならない</u>。
- (ウ)1の居室の床面積等は、次のいずれ かを満たすこと。
 - a 10.65平方メートル以上とするこ と。ただし、(ア)ただし書の場合 にあっては、21.3平方メートル以 上とすること。
 - b ユニットに属さない居室を改修 したものについては、入居者同士 の視線の遮断の確保を前提にした 上で、居室を隔てる壁について、 天井との間に一定の隙間が生じて いても差し支えない。

(エ) 略

イからエ 略

(2)から(5) 略

2 略

第3款 略

第203条 略

(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者 生活介護の取扱方針)

第204条 略

2から7 略

8 略

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を 検討する委員会(テレビ電話装置等を活 用して行うことができるものとする。)を 3月に1回以上開催するとともに、その結 果について、介護職員その他の従業者に 周知徹底を図ること。

(2)(3) 略

9 略

第205条から第207条 略

(運営規程)

第208条 略

(1)から(8) 略

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

(10) 略

(勤務体制の確保等)

第209条 略

2及び3 略

- 4 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、従業者に対しその資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。
- 5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉 施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動 又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの

2から7 略

8 略

(1)身体的拘束等の適正化のための対策を 検討する委員会____を3月に1回以上開 催するとともに、その結果について、介 護職員その他の従業者に周知徹底を図る こと。

(2)(3) 略

9 略

第205条から第207条 略

(運営規程)

第208条 略

(1)から(8) 略

(9) 略

(勤務体制の確保等)

第209条 略

2及び3 略

4 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉 施設は、従業者に対しその資質の向上のた めの研修の機会を確保しなければならな い。_____ により従業者の就業環境が害されることを 防止するための方針の明確化等の必要な措 置を講じなければならない。

第210条 略

(準用)

第211条 第9条、第10条、第12条、第13条、 第22条、第28条、第32条の2、第34条、第36 条、第38条、第40条の2、第41条、第69条、 第73条、第75条第1項から第4項まで、第175 条から第177条まで、第180条、第183条、第 185条から第189条まで及び第193条から第1 98条までの規定は、ユニット型指定地域密 着型介護老人福祉施設について準用する。 この場合において、第9条第1項中「第31条 に規定する運営規程」とあるのは「第208条 に規定する重要事項に関する規程」と、同 項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第 40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時 対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従 業者」と、第13条第1項中「指定定期巡回・ 随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際 し、」とあるのは「入居の際に」と、同条 第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対し て行われていない等の場合で必要と認める ときは、要介護認定」とあるのは「要介護 認定」と 、第69条第2項中「この節」 とあるのは「第8章第5節」と、第75条第1項 中「地域密着型通所介護について知見を有 する者」とあるのは「地域密着型介護老人 福祉施設入所者生活介護について知見を有 する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、 第189条中「第180条」とあるのは「第211条 において準用する第180条」と、同条第5号 中「第179条第5項」とあるのは「第204条第 7項」と、同条第6号中「第199条」とあるの は「第211条」と、同条第7号中「第197条第 3項」とあるのは「第211条において準用す

第210条 略

(準用)

第211条 第9条、第10条、第12条、第13条、 第22条、第28条、第34条、第36条、第38条、 第41条、第69条、第73条、第75条第1項から 第4項まで、第175条から第177条まで、第18 0条、第183条、第185条から第189条まで及 び第193条から第198条までの規定は、ユニ ット型指定地域密着型介護老人福祉施設に ついて準用する。この場合において、第9条 第1項中「第31条に規定する運営規程」とあ るのは「第208条に規定する重要事項に関す る規程」と、 「定期巡回・随時対応 型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業 者」と、第13条第1項中「指定定期巡回・随 時対応型訪問介護看護の提供の開始に際 し、」とあるのは「入居の際に」と、同条 第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対し て行われていない等の場合で必要と認める ときは、要介護認定」とあるのは「要介護 認定」と、第34条中「定期巡回・随時対応 型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業 者」と、第69条第2項中「この節」とあるの は「第8章第5節」と、第75条第1項中「地域 密着型通所介護について知見を有する者」 とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護について知見を有する者」 と、「6月」とあるのは「2月」と、第189条 中「第180条」とあるのは「第211条におい て準用する第180条」と、同条第5号中「第1 79条第5項 | とあるのは「第204条第7項 | と、 同条第6号中「第199条」とあるのは「第211 条」と、同条第7号中「第197条第3項」とあ るのは「第211条において準用する第197条

る第197条第3項」と、第198条第2項第2号中 「第177条第2項」とあるのは「第211条にお いて準用する第177条第2項」と、同項第3号 中「第179条第5項」とあるのは「第204条第 7項」と、同項第4号及び第5号中「次条」と あるのは「第211条」と、同項第6号中「前 条第3項」とあるのは「第211条において準 用する前条第3項」と読み替えるものとす る。

第9章 略

第1節 略

第2節 略

(従業者の員数等)

第213条 略

2から10 略

11 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者に係る居宅サービス計画及び看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置かなければならない。ただし、当該介護支援専門員は、利用者の処遇に支障がないときは、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する第7項各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。

12から14 略

第214条及び第215条 略

第3節 略

第4節 略

第218条から第223条 略

(準用)

第224条 第9条から第13条まで、第20条、第2 2条、第28条、<u>第32条の2、第34条から第38</u> <u>条まで、第40条から第41条まで</u>、第69条、 第71条、第74条、第75条、第109条から第11 第3項」と、第198条第2項第2号中「第177条 第2項」とあるのは「第211条において準用 する第177条第2項」と、同項第3号中「第17 9条第5項」とあるのは「第204条第7項」と、 同項第4号及び第5号中「次条」とあるのは 「第211条」と、同項第6号中「前条第3項」 とあるのは「第211条において準用する前条 第3項」と読み替えるものとする。

第9章 略

第1節 略

第2節 略

(従業者の員数等)

第213条 略

2から10 略

11 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者に係る居宅サービス計画及び看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置かなければならない。ただし、当該介護支援専門員は、利用者の処遇に支障がないときは、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前項各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。

12から14 略

第214条及び第215条 略

第3節 略

第4節 略

第218条から第223条 略

(準用)

第224条 第9条から第13条まで、第20条、第2 2条、第28条、<u>第34条から第38条まで、第40</u> 条、第41条、第69条、第71条、第74条、第7 5条、第109条から第112条まで、第115条か

2条まで、第115条から第117条まで、第119 条、第120条、第122条から第126条まで及び 第128条の規定は、指定看護小規模多機能型 居宅介護の事業について準用する。この場 合において、第9条第1項中「第31条に規定 する運営規程」とあるのは「第224条におい て準用する第122条に規定する重要事項に 関する規程」と、同項、第32条の2第2項、 第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3 号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護 従業者」とあるのは「看護小規模多機能型 居宅介護従業者」と 、第69条第2項中 「この節」とあるのは「第9章第4節」と、 第71条第3項及び第4項並びに第74条第2項 第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従 業者」とあるのは「看護小規模多機能型居 宅介護従業者」と、第75条第1項中「地域密 着型通所介護について知見を有する者」と あるのは「看護小規模多機能型居宅介護に ついて知見を有する者」と、「6月」とある のは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通 いサービス及び宿泊サービスの提供回数等 の活動状況」と、第109条中「第104条第12 項 | とあるのは「第213条第13項 | と、第11 1条及び第119条中「小規模多機能型居宅介 護従業者」とあるのは「看護小規模多機能 型居宅介護従業者」と、第128条中「第104 条第6項 とあるのは「第213条第7項各号」 と読み替えるものとする。

第9章 雑則

(電磁的記録等)

第 225 条 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によっ

ら第117条まで、第119条、第120条、第122 条から第126条まで及び第128条の規定は、 指定看護小規模多機能型居宅介護の事業に ついて準用する。この場合において、第9条 第1項中「第31条に規定する運営規程」とあ るのは「第224条において準用する第122条 に規定する重要事項に関する規程」と、 「定期巡回・随時対応型訪問介護看護 従業者」とあるのは「看護小規模多機能型 居宅介護従業者」と、第34条中「定期巡回・ 随時対応型訪問介護看護従業者」とあるの は「看護小規模多機能型居宅介護従業者」 と、第69条第2項中「この節」とあるのは「第 9章第4節」と、第71条中「地域密着型通所 介護従業者」とあるのは「看護小規模多機 能型居宅介護従業者」と、第75条第1項中「地 域密着型通所介護について知見を有する 者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅 介護について知見を有する者」と、「6月」 とあるのは「2月」と、「活動状況」とある のは「通いサービス及び宿泊サービスの提 供回数等の活動状況」と、第109条中「第10 4条第12項」とあるのは「第213条第13項」 と、第111条及び第119条中「小規模多機能 型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規 模多機能型居宅介護従業者」と、第128条中 「第104条第6項」とあるのは「第213条第7 項各号」と読み替えるものとする。

て認識することができる情報が記載された 紙その他の有体物をいう。以下この条にお いて同じ。)で行うことが規定されている又 は想定されるもの(第12条第1項(第59条 <u>、第78条、第81条の16、</u>第102条、第130 条、第150条、第171条、第199条、第211 条及び第224条において準用する場合を含 む。)、第137条第1項、第158条第1項 及び第177条第1項(第211条において準用 する場合を含む。)並びに次項に規定するも のを除く。)については、書面に代えて、当 該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気 的方式その他人の知覚によっては認識する ことができない方式で作られる記録であっ て、電子計算機による情報処理の用に供さ れるものをいう。)により行うことができる

2 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

附則

第1条から第5条 略

第6条 平成17年改正法附則第10条第3項 の規定により指定地域密着型介護老人福祉 施設とみなされた指定介護老人福祉施設(以下「みなし指定地域密着型介護老人福祉 施設」という。)であって、基準省令施行日 の前日において<u>指定介護老人福祉施設の人</u> 員、設備及び運営に関する基準(平成11年 附則

第1条から第5条 略

第6条 平成17年改正法附則第10条第3項の規定により指定地域密着型介護老人福祉施設とみなされた指定介護老人福祉施設(以下「みなし指定地域密着型介護老人福祉施設」という。)であって、基準省令施行日の前日において指定介護老人福祉施設基準附則第4条第1項の規定の適用を受けていたも

厚生省令第39号。以下「指定介護老人福祉施設基準」という。)附則第4条第1項の規定の適用を受けていたものに係る第174条第1項第1号の規定の適用については、同号ア中「1人」とあるのは「原則として4人」と、同号イ中「10.65平方メートル」とあるのは「収納設備等を除き、4.95平方メートル」とする。

2 略

第7条から第16条 略

<u>附 則</u>

<u>(施行期日)</u>

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。 (虐待の防止に係る経過措置)
- 2 この条例の施行の日から令和6年3月31日 までの間、改正後の第3条第3項及び第40条 の2(第59条、第78条、第78条の3、第81条の 16、第102条、第130条、第150条、第171条、 第199条、第211条及び第224条において準用 する場合を含む。)の規定の適用について は、これらの規定中「講じなければ」とあ るのは「講じるよう努めなければ」とし、 改正後の第31条、第55条、第70条(第78条の 3において準用する場合を含む。)、第81条 の12、第95条、第122条(第224条において準 用する場合を含む。)、第144条、第167条、 第190条及び第208条の規定の適用について は、これらの規定中「、次に」とあるのは 「、虐待の防止のための措置に関する事項 に関する規程を定めておくよう努めるとと もに、次に」と、「重要事項」とあるのは 「重要事項(虐待の防止のための措置に関 する事項を除く。)」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

3 この条例の施行の日から令和6年3月31日 までの間、改正後の第32条の2(第43条、第 のに係る第174条第1項第1号の規定の適用 については、同号ア中「1人」とあるのは「原 則として4人」と、同号イ中「10.65平方メ ートル」とあるのは「収納設備等を除き、4. 95平方メートル」とする。

2 略

第7条から第16条 略

59条、第78条、第78条の3、第81条の16、第 102条、第130条、第150条、第171条、第199 条、第211条及び第224条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、改正後の第32条の2中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための 措置に係る経過措置)

4 この条例の施行の日から令和6年3月31日 までの間、改正後の第33条第3項(第59条に おいて準用する場合を含む。)及び第74条第 2項(第78条の3、第81条の16、第102条、第1 30条、第150条、第171条及び第224条におい て準用する場合を含む。)の規定の適用につ いては、これらの規定中「講じなければ」 とあるのは「講じるよう努めなければ」と する。

(認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置)

- 5 この条例の施行の日から令和6年3月31日 までの間、改正後の第71条第3項(第78条の 3、第81条の16、第102条、第130条及び第22 4条において準用する場合を含む。)、第145 条第3項、第168条第4項、第191条第3項及び 第209条第4項の規定の適用については、こ れらの規定中「講じなければ」とあるのは 「講じるよう努めなければ」とする。 (ユニットの定員に係る経過措置)
- 6 この条例の施行の日以降、当分の間、改正 後の第202条第1項第1号ア(イ)の規定に基 づき入所定員が10人を超えるユニットを整 備するユニット型指定地域密着型介護老人 福祉施設は、改正後の第173条第1項第3号ア

及び第209条第2項の基準を満たすほか、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設における夜間及び深夜を含めた介護職員及び看護職員の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。

- 7 この条例の施行の際、現に存する建物(基本的な設備が完成しているものを含み、この条例の施行後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)の居室、療養室又は病室(以下この項において「居室等」という。)であって、改正前の第202条第1項第1号ア(ウ)bの規定の要件を満たしている居室等については、なお従前の例による。(栄養管理に係る経過措置)
- 8 この条例の施行の日から令和6年3月31日 までの間、改正後の第185条の2(第211条に おいて準用する場合を含む。)の規定の適用 については、改正後の第185条の2中「行わ なければ」とあるのは「行うよう努めなけ れば」とする。

(口腔衛生の管理に係る経過措置)

9 この条例の施行の日から令和6年3月31日 までの間、改正後の第185条の3(第211条に おいて準用する場合を含む。)の規定の適用 については、改正後の第185条の3中「行わ なければ」とあるのは「行うよう努めなけ れば」とする。

(事故発生の防止及び発生時の対応に係る 経過措置)

10 この条例の施行の日から起算して6月を 経過する日までの間、改正後の第197条第1 項(第211条において準用する場合を含む。) の規定の適用については、改正後の同項中 「次に定める措置を講じなければ」とある のは「次の第1号から第3号までに定める措 置を講じるとともに、次の第4号に定める措 置を講じるよう努めなければ」とする。 (指定地域密着型介護老人福祉施設におけ る感染症の予防及びまん延の防止のための 訓練に係る経過措置)

11 この条例の施行の日から令和6年3月31日 までの間、改正後の第193条第2項第3号(第2 11条において準用する場合を含む。)の規定 にかかわらず、指定地域密着型介護老人福 祉施設は、その従業員又は職員に対し、感 染症の予防及びまん延の防止のための研修 を定期的に実施するとともに、感染症及び 食中毒の予防及びまん延の防止のための訓 練を定期的に実施するよう努めるものとす る。